

納めきれない  
消費税、国保、  
社会保険料

# 差し押さえを ストップ!

一人は悩まず  
民商に相談を

## 早めの 猶予申請で 分割納付を



税金や社会保険料の納付を猶予、分割するため納税緩和制度が活用できます。申請・協議により認められれば、実状に応じた払える金額で分割納付ができて、差し押さえの解除や延滞金の軽減などが行われます。

### 国会質疑で大臣が言明

#### 「実情に応じ丁寧に対応する」「倒産は避け経営基盤を守る」

「一括納付か、差し押さえか」と迫られた「突然、差押通知が届いた」一民商の全国組織＝全国商工団体連合会（全商連）には、税金や国保、社会保険料の納付をめぐる相談が、メールや電話で連日、寄せられています。「公租公課倒産」「社保倒産」を引き起こす異常事態を国会で追及され、政府は「実情に応じて丁寧に対応する」と約束しています。



▲詳しくはこちら

民商は、中小事業者の  
社会保険料負担の軽減を要求し、  
国保料・税の減免申請に  
取り組んでいます。

### 給与に対する社会保険料負担率

| 年間給与など                | 負担率   |
|-----------------------|-------|
| 16億2200万円<br>トヨタ自動車会長 | 0.08% |
| 600万円<br>町工場の社長       | 15.0% |

能力に応じた負担にすべきです!

187倍

### 主な納税緩和制度

#### 納税の猶予(徴収猶予)

(税務署長・自治体の長は)震災や風水害、落雷、火災、盗難、家族の病气、事業の廃止または休止、事業の著しい損失、これらに「類する事実」などの場合に納税者の申請で、納税を猶予することができる  
(国税通則法46条)(地方税法15条)

#### 換価の猶予

(税務署長・自治体の長は)滞納者の事業継続、生活の維持を困難にするおそれがある財産の差し押さえを猶予し、または、解除することができる  
(国税徴収法151条)(地方税法15条⑤)

#### 滞納処分の停止

(税務署長・自治体の長は)、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき
- 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮乏させるおそれがあるとき
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき

(国税徴収法153条①)(地方税法15条⑦)

### 資金繰りの対策は

## 早めに民商へ! 「全国小口」融資 100%保証で 借り換え可能

民間金融機関を通じた「ゼロゼロ融資」の「コロナ借り換え保証」(2024年6月末で終了)以降の資金繰り対策として、「小口零細企業保証(全国小口)」を活用して100%で借り換えでき、新規融資も可能—6月7日、経済産業省・中小企業庁が金融機関など各業界団体に文書を出し、事業者支援の徹底を呼び掛けています。

中小業者の資金繰りは、低利で安心できる国や自治体の制度融資がおすすめです。申し込みの相談は、早めに民商へ。

### 全国小口(小口零細企業保証)の概要

金融環境変化による影響を受けやすい小規模企業者を対象とした、責任共有制度対象外となる全国统一保証制度。都道府県や市区町村ごとに、全国小口に準拠した制度が用意されていることがあります。

|   |  |
|---|--|
| 保証限度額<br><b>2000万円</b><br>(全国の保証付き融資残高の合計が2000万円以下) | 対象者<br>● 製造業など…<br>従業員数20人以下<br>● 卸売り・小売り・サービス業…<br>従業員数5人以下 |
| 保証割合<br><b>100%</b>                                 | 保証期間<br>証書貸付で10年以内<br>(据え置き期間1年以内を含む)、<br>手形貸付で1年以内など        |
| 保証料率<br><b>金融機関所定の<br/>利率</b>                       | 担保<br><b>原則として<br/>不要</b>                                    |

連帯保証人

個人事業主は原則として不要、  
法人は必要となる場合あり

### インボイス登録したけど、 消費税申告していない

### 年間の売上高が1000万円前後…

## 税務調査や 「お尋ね」が 増えています

2023年10月からインボイス制度が始まり、登録者数は445万者に上っています(2024年3月末)。税務署は、インボイス登録したのに消費税の申告をしていない事業者に対し「所得税等の確定申告及び事業内容等についてのお尋ね」とした文書を送り、消費税や所得税の申告を促しています。税務調査も増えています。

民商では、自主記帳・自主計算を進め、「突然の税務調査で都合の悪い場合は日時の変更は可能」「納めるべき税額は納税者の申告で確定する」など、納税者に認められた権利を学び合って、税務調査にも対応しています。

### 調査日時は 変更できます

事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます  
(国税通則法74条9。憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)



### 集まって教え合う/ パソコン記帳で決算も 経営対策もバッチリ

